

一管区水路通報第 4 0 号

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

第一管区海上保安本部

第 6 3 2 項	北海道南岸	室蘭港	水路測量
第 6 3 3 項	北海道南岸	浦河港	養殖施設設置
第 6 3 4 項	北海道南岸	釧路港	潜水作業
第 6 3 5 項	北海道南岸	釧路港	オイルフェンス展張訓練
第 6 3 6 項	北海道西岸	野寒布岬北方	海洋調査
第 6 3 7 項	北海道西岸	留萌港	灯台について (予告)
第 6 3 8 項	北海道西岸	留萌港	灯台撤去作業
第 6 3 9 項	北海道西岸	石狩湾港	掘下げ作業
第 6 4 0 項	北海道西岸	小樽港	掘下げ作業
第 6 4 1 項	北海道西岸	小樽港	岸壁改良工事 (期間変更)
第 6 4 2 項	北海道西岸	余市港	岸壁点検作業

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎 (5階)

TEL (0134) 27-0118 (内線2515)

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

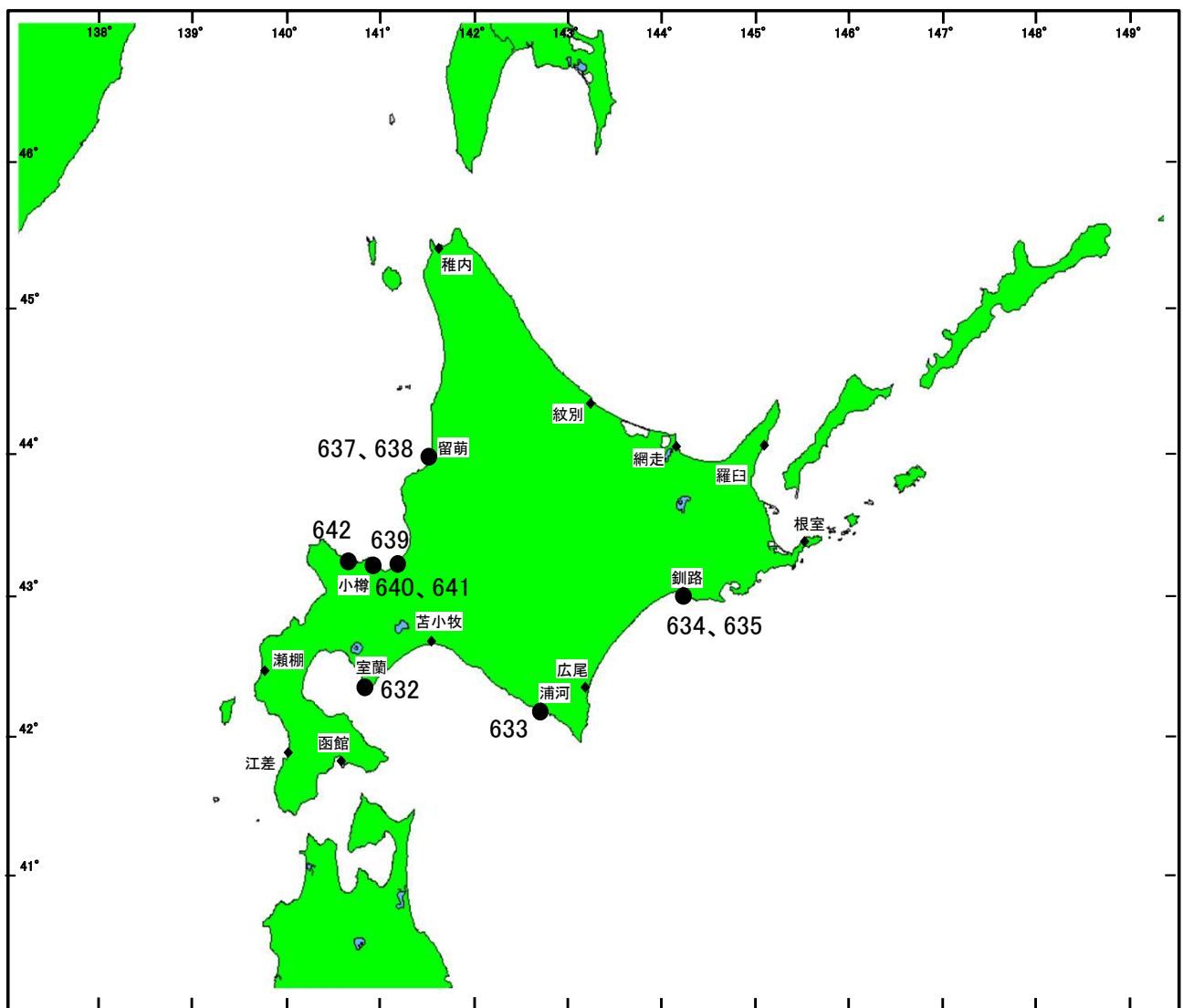
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ636項については本項を参照ください。

8年632項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

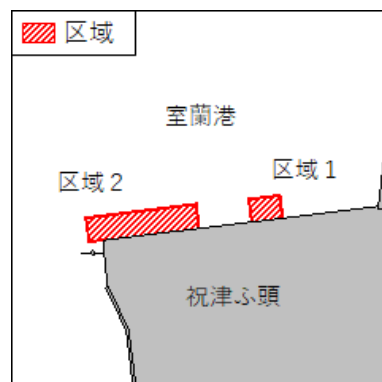
期 間 令和8年11月20日～12月20日のうち3日間

- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 42-20-49.4N 140-56-47.7E (岸線上)
 - (2) 42-20-51.0N 140-56-47.4E
 - (3) 42-20-50.7N 140-56-44.4E
 - (4) 42-20-49.1N 140-56-44.7E (岸線上)
- 2 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (5) 42-20-48.7N 140-56-39.6E (岸線上)
 - (6) 42-20-50.4N 140-56-39.3E
 - (7) 42-20-49.4N 140-56-28.7E
 - (8) 42-20-47.7N 140-56-29.0E
 - (9) 42-20-47.8N 140-56-30.3E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗を掲揚

海 図 W16

出 所 第一管区海上保安本部



8年633項 北海道南岸 — 浦河港 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置される。

期 間 令和8年10月31日まで (設置作業)

令和8年11月1日～令和9年7月10日 (設置期間)

令和9年7月11日～31日 (撤去作業)

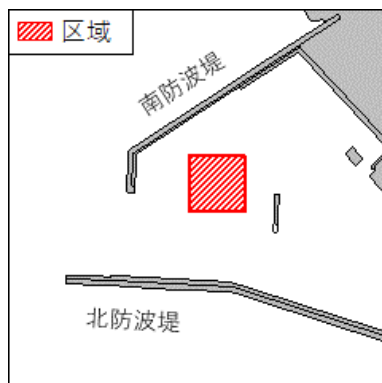
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-10-04.2N 142-45-41.2E
- (2) 42-09-59.3N 142-45-41.2E
- (3) 42-09-59.3N 142-45-34.7E
- (4) 42-10-04.2N 142-45-34.7E

備 考 潜水作業を伴う
設置区域を浮標及び黄色標識灯で標示
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30 (浦河港)

出 所 室蘭海上保安部



8年634項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第1区 潜水作業

下記区域で、潜水士による施設点検及び清掃作業が実施される。

期 間 令和8年11月9日～13日のうち2日間 日出～日没

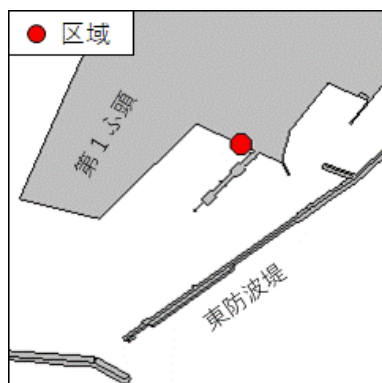
区 域 下記地点付近

42-59-46N 144-20-47E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31

出 所 釧路港長



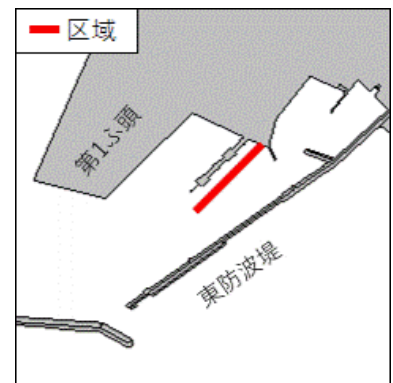
8年635項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第1区 オイルフェンス展張訓練

図に示す区域で、オイルフェンス展張訓練が実施される。

期 間 令和8年11月4日～10日のうち1日 1330～1530

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年636項 北海道西岸 — 野寒布岬北方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年11月10日～18日（予備日を含む）

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 45-42.5N 141-50.0E

(2) 45-37.5N 141-50.0E

(3) 45-37.5N 141-20.0E

(4) 45-42.5N 141-20.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1040

出 所 稚内水産試験場



8年637項 北海道西岸 — 留萌港、第3区 灯台について（予告）

開発局留萌港西防波堤北灯台は廃止され、至近に留萌港西防波堤北灯台が設置される。

変更予定日 令和8年10月30日

名 称 （廃止）開発局留萌港西防波堤北灯台

（設置）留萌港西防波堤北灯台

位 置 43-58-37.7N 141-37-39.6E

塗色・構造 赤色・塔形

灯 質 郡せん赤光 毎6秒に2せん光

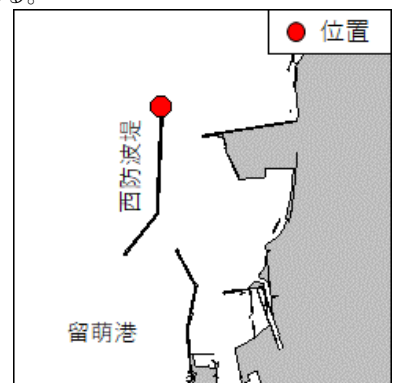
光達距離 5海里

高 さ 16m

海 図 W1046-W1045

参照書誌 411 0559. 1番

出 所 第一管区海上保安本部



8年638項 北海道西岸 — 留萌港 灯台撤去作業

一管区水路通報8年40号637項関連

下記区域で、作業船による開発局留萌港西防波堤北灯台の撤去作業が実施される。

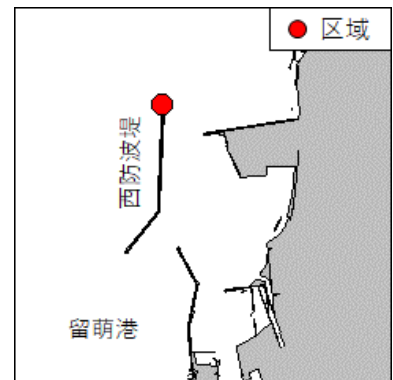
期 間 令和8年12月22日まで

区 域 下記地点付近

43-58-38.0N 141-37-39.5E

海 図 W1046-W1045

出 所 留萌港長



8年639項 北海道西岸 — 石狩湾港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年10月26日～令和9年2月17日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-13-06N 141-18-26E (岸線上)

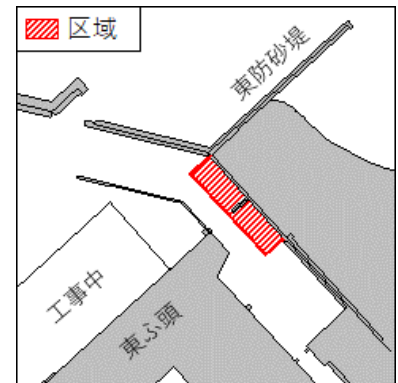
(2) 43-13-05N 141-18-24E

(3) 43-13-12N 141-18-15E

(4) 43-13-14N 141-18-18E (岸線上)

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年640項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年10月26日～令和9年2月19日 日出～日没

区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-11-40.2N 141-00-43.2E (岸線上)

(2) 43-11-41.4N 141-00-42.5E

(3) 43-11-44.4N 141-00-51.3E

(4) 43-11-43.3N 141-00-52.1E (岸線上)

2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(8) 43-11-23.5N 141-01-41.1E

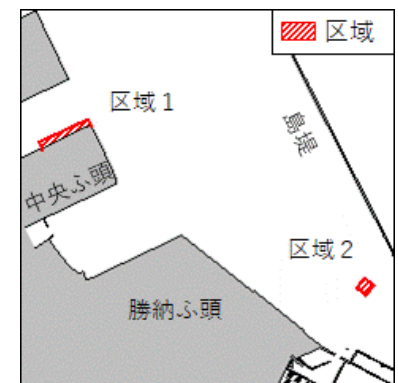
(9) 43-11-22.6N 141-01-42.7E

(10) 43-11-21.3N 141-01-41.4E

(11) 43-11-22.2N 141-01-39.7E

海 図 W5

出 所 小樽港長



8年641項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 岸壁改良工事(期間変更)

一管区水路通報8年26号419項削除

下記区域で、潜水士による岸壁改良工事が実施されている。

期 間 令和9年1月29日まで 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-11-33.8N 141-00-50.4E (岸線上)

(2) 43-11-33.6N 141-00-50.5E

(3) 43-11-33.2N 141-00-49.5E

(4) 43-11-33.4N 141-00-49.3E (岸線上)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



8年642項 北海道西岸 — 余市港 岸壁点検作業
図に示す区域で、作業船及び潜水士による岸壁点検作業が実施されている。
期 間 令和8年12月31日まで（予備日を含む） 日出～日没
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W39（余市港）
出 所 小樽海上保安部

